

●香川県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成19年3月9日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成19年3月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 綾歌綾川線（278号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾川町北字本村西1322番3 地先から	前	11.0~12.4	101	道路改修工事による 現道拡幅
綾歌郡綾川町北字本村西1320番1 地先まで	後	12.0~13.0	101	